

質疑・答弁から

第4次総合計画基本構想

Q 行政と町民との対話により、町民の意見が町政へ反映される仕組みづくりを進めると共に、厳しい財政状況の中で行政サービスを維持していくとあるが、実際のどのような取り組みをされるのか。

A まちづくり基本指針等を策定して、町民の皆さんとボランティアの皆さん、議会、行政も含めてあらゆる団体が力を合わせて「鞍手町」を築いて行くという事です。そのため、「まちづくり会議」を設置して、進めていきたいと考えています。

Q 5年後に見直しを行い、実行性の確保に努め

るとあるが、毎年会議を開いて進捗状況等を確認することも必要ではないのか。

A 計画（plan）実行（do）評価（check）改善（action）のPDCAサイクルにより見直しを行い、次の計画・活動に結び付けていきます。その結果については広報等で開示します。

かんがい施設設置及び管理に関する条例

Q 目的が農業用水確保及び農地の冠水防除を図るためとなっているが、住宅用地も含まれるのではないのか。

A 農地だけの問題ではなく、上新橋水系など総合的に見ていかないといけ

ないと考えています。

Q 条例に盛り込んでおかないと、鉱害復旧事業で上がった住宅に住む人達が、また水害に合うということがあるのではないのか。

A 運営協議会を設置して、西川沿岸の大型かんがい排水施設の運営を円滑に図ること、被害地域排水の適正を図ること、排水について被害地域の調整を図ることなどを協議していきます。

かんがい施設維持管理運営基金の設置、管理及び処分に関する条例

Q この条例について、分かりやすく説明して欲しい。

A かんがい揚排水基金56億2315万円、西川沿岸大型かんがい排水施設の引当基金が7042万8千円、合計が56億9357万8千円になります。これを取り崩します。公社用地の購入費とし

てかんがい揚排水基金から22億6600万円を予算執行して、その残金33億5715万円と西川沿岸の基金7042万8千円、合計34億2757万8千円です。これを新たな基金に積み立てるということです。一般会計が赤字になることは避けなければならぬので、一般会計の方を優先します。

Q 町長は、昨年9月議会の中で、かんがい基金を取り崩して一般財源に充てることは考えていないと答弁されたが、整合性が無いのではないのか。

A 私はその時点ではあくまでも一般会計を見据えたところの答弁でした。

Q この基金は町民の大切な財産です。町民の理解を得るために説明会等を行うべきではなかったのか。

A 決して住民の方を無視した訳ではありません。

3月議会が終わったから各地域、区に入って説明する計画を進めていきます。

Q 返済計画をきちっと示すべきではないのか。また、公社から買い取った土地の利用計画は。

A 協議会、委員会なりを立ち上げて、土地の処分、返済の問題についても協議を進めて行きたいと考えています。

Q 公社の借金を返すための基金の取り崩しと理解をしていいのか。

A 国は、今後財政再建団体の判定数値に、土地開発公社、病院事業会計も含めて、連結決算で赤字を見るとしており、土地開発公社の負債を背負うと直ぐ標準財政規模の20%以上の赤字が出て財政再建団体となるため、早急に整理しなければならぬという状況にありますので、皆さんと協議をしながら進めています。

Q 先に借りた利子の高い起債は、繰上償還したらいいのではないのか。

A 平成17年度から実質公債比率が取り入れられました。この数値が15%以上であれば借り換えが可能ということです。当町は現在13%ですので借り換えはできません。

Q これは、基金から借りるのか、貰うのか、繰り替え運用なのか。

A 平成19年度の当初予算で2億9000万の歳入不足がありました。その財源不足を補うために、基金から繰り替え運用します。来年から3年間で返済することとしています。

職員定数条例の一部を改正する条例

Q 学校教育課と社会教育課を統合、「教育課」として、課長を1人にします。今一番サービスの最前線の場所でもあり、教育の一番大事な部分を

1人で見ているのか。

A 課長の1名減は、行革プランの中で検討した結果です。グループ制の導入により、町民の皆さんに支障を来さないように最大限努力していきま

保育所設置条例の一部を改正する条例

Q 用務員を廃止することによって、経費的にどのようになるのか。

A 管理人委託料が、109万3000円で、これを警備保障の機械警備にすることにより約89万7000円の経費の節減となります。

Q 廃止するため別に何か考えていることがあるのか。

A 古月保育所には頻繁に不審者が駐車場の中に車が入って来てくるので、それを防止するために門扉を設置する工事費280万円を計上してい

ます。

Q 今回の改正で、全体でどれぐらいの増収となるのか。

A 全体で月に2万6560円、年間に31万8000円程の収入増となる予定です。

保育料徴収条例の一部を改正する条例

Q 保育料を据え置いてきたことは、当町の良い特色であったと思えます。年間で31万円くらい



古月保育所

なら、人権や同和団体に

対する予算を削って当てればいいのか。

A 行財政改革の中での取り組みですので、ご理解していただきたい。

都市公園条例の一部を改正する条例

Q 指定管理者は利用料金を設定することができるとあるが、内容は。

A これからは、利用料金制を取っていきます。事業内容については、町長と協議をするという条件付きです。

Q 鞍手公園が都市公園に位置づけられたことによるメリットは。

A 都市公園に指定されると、供用開始の翌年度から交付税措置の対象となります。

Q 大谷公園に、7月から9月の期間限定で指定管理者を置くことができるのか。

A 現在、募集要領には7月から9月までの期間限定の分と1年を通じてという部分の2段階構えと

しています。

Q これにより、交付税措置がどのくらい見込めるのか

A 鞍手公園で年間80万円、大谷自然公園が年間160万円ほど想定しています。

Q 大谷公園は、期間限定とせず、1年間使用できるようにして頂きたい

A 1年間使用する方法も提案していきます。

体育施設設置及び管理に関する条例の改正

Q この改正でどれくらいの収入増が見込めるのか。また、近隣市町村の類似施設と比較してどうか。

A 体育館、町民グラウンドの使用料は年間約77

万3000円の増額を見込んでいます。

また、近隣市町村の使用料と類似した金額になつていきます。



都市公園に指定された鞍手公園

公民館設置及び管理に関する条例の改正

Q この改正でどれくらいの収入増が見込めるのか。また、近隣市町村の類似施設と比較してどうか。

A 公民館使用料については年間24万3000円を見込んでいます。

一般会計補正予算

Q 公有財産購入費で22億6600万円計上されているが、西牟田用地、宗春用地も購入するの

A そのとおりです。

Q 西牟田用地、宗春用地について、住民の方は理解していません。

購入した後の利用目的は。

A 土地開発公社が持っている土地を全て町が取得して、土地開発公社そのものの解散を見据えてのことです。

購入した用地の処分等については今後検討・協議していきます。

Q 特開事業の引退者は、今回何人居られるのか。

A 42名の方が自立引退されます。

谷山池パイプライン 特別会計補正予算

Q オーバーパーは聞き慣れない言葉ですが、損金が出たということはどういうことなのか。

A 平成14年に発行済みの1億円と5億4千万円の国債を購入したため、発行から購入までの間の利息がついていました。

Q 最終的にいくら

の利息がついたのか。

A 5億4千万円の国債は5年間で1350万円、1億円の分は250万円の利息がついています。

平成19年度一般会 計予算

Q 町長は、平成18年度に隣保館運営審議会を開催して隣保館のあり方を検討すると言われていたのに、なぜ開かなかったのか。

A 県の同和特別対策事業が、今年終息するという前提で、推移を見ながら隣保館会議を開きたいと考えています。前向きに取り組んでいきますので時間を貸して下さい。

Q 隣保館運営審議会委員報酬が2日分計上されているが、大きな問題を2日間の審議で出来るのか。

A 2回が5回になるかも知れません。当初予算

に頭だしをしています。

Q 後期高齢者医療システム開発委託料が3600万円ほど計上されていますが、どこに委託するのか。また、これに対して国の補助はあるのか。

A 委託料として、業者から見積もりをとっています。また、国から144万7533円が国庫補助金として入ってきます。

Q 総合福祉センター施設費の燃料費は具体的にどのようなものがあるのか。

A 風呂場に重油、ふれあい棟の冷暖房に灯油、車の燃料軽油等です。

Q 業者が偏っているという耳にするが。

A 公平でなければならぬので、内部で検討します。

Q 水田農業経営確立対策費が1600万円

ナスになっているが、補助金が切れた場合には、転作の作付けと転作の収入がプラス、マイナス0になるように増額してもらえるのか。

A 厳しい町財政にあるので、確約はここで出来ませんが、十分協議しながら検討させて頂きま

福岡県後期高齢者医療 広域連合の設置

Q 議員を2市2町の中心から2名選出するようになっていて、方法は。

A 当初の2年間は各市町村から1名を選出し、2年目以降は旧直鞍地区から2名選出することになっていますが、その方法については、決まっています。

Q 保険料の減免が市町村独自でできるのか。

A 7月に第1回の議会が開催されますので、その中で決まってくると思

います。

Q 資格証明書の発行は、町で決められるのか。

A 条例が決定する中で市町村の裁量が決まります。

Q 保険料はどのくらいになるのか。

A これから保険料条例が作成されます。

その他

Q 町営住宅修繕料の未払い事業については、厳しい町財政のなか、町長をはじめ職員は、厳しく受け止めなくてはならないのではないか。

A 予算がないのに仕事を発注するということは、地方公務員としてあるまじき行為をしたので、すから厳しく罰せられなくてはいけないと思っています。今後は二度とこのような事業を引き起こすことのないよう再発防止に万全を期します。



老朽化した新北町営住宅